

外国人事件と弁護活動

*本稿は、一九九三年八月七日に開催した「外国人と刑事手続」

研究会の報告をまとめたものである

弁護士(大阪弁護士会) 竹 下 政 行

一 ロシア人銃刀法違反事件　私は、例えば、通訳の正確性が問題になって原審有罪判決が高裁で破棄されるといったような本研究会のテーマにとって重要な事件は経験したことはありません。通訳の正確性、供述調書の正確性を巡って対立している事件は、大阪地裁でも幾つもあるようです。しかし、今のところ、そういう事件には関与しておりません。どちらかというところありふれた事件しか担当しておりません。その中から二つの外国人事件についてお話致します。ロシア人の銃刀法等違反事件と韓国人の傷害事件を紹介したいと思います。どちらの事件も起訴後に国選弁護人として関与したものです。

最初に、ロシア人事件です。九三年二月に大阪地裁刑事部のある合議部にかかった事件です。銃刀法違反とそれから関税法違反の事件です。被告人は、ロシア共和国の出身で貨物船の船員を長いことしておられた方です。

事件の内容は次のとおりです。ソビエトの崩壊にともなうて幾つかの共和国が分断、分裂、あるいは独立しました。その後ロシアの社会的な治安状況は非常に悪化しました。そのような治安の悪化にともなうて外国と行き

来のある船員・その家族は、強盗や侵入窃盗などの財産犯の標的になるといふ実態があり、またそういう風評が広まっていた。右のような風評を耳にした被告人は、九二年にアルゼンチンに寄港したときに拳銃一丁・実包一〇〇発を購入したのです。ロシアでの家族と自分の生命、財産を守るためにこれらを買ったというのが被告人の主張でした。アルゼンチン出港後、ロサンゼルスに寄港し太平洋を渡ってから、日本あるいは韓国でロシアに向かう船と乗り換える予定でした。

被告人の乗船した船は、九二年二月東京湾に入りましたが、東京湾では上陸せず、大阪で船を乗り換えることになりました。しかし、大阪港まで来ると乗り換えの船は東京湾に入るといふ連絡が入りました。それで、被告人らは東京へ陸路移動するため大阪で上陸することになったのです。その上陸の時に拳銃・実包を個人用の荷物と一緒に運ぶため、陸揚げしたのです。陸揚げする物品については申告しなければいけないというのが関税法の定めですが、被告人は拳銃・実包については申告しなかったわけです。税関で、他の船員がジャンパーかなにかを置き忘れていたことから、職員がそれを取り上げようとしたら拳銃が出てきたので、船員全員について調べるといふことになってしまいました。その結果、被告人の荷物の中から前記の拳銃等が発見されたのです。

事件は、同一の船に乗っていた数名の船員が同じような嫌疑で同時に検挙されて起訴されています。捜査段階では船員全員の共謀の点が追及されていたようです。しかし、この点は立証できないということで各船員がそれぞれ単独で起訴されました。起訴を受けた大阪地裁では、刑事各部に重複しないように配点されたということです。

二 事件受任と弁護の準備 事件を受任しまして、記録の閲覧・謄写をしました。それから被告人の面会に行きました。これらによって今述べたような経緯や事件内容を理解することができました。問題となるのは、被告

人は拳銃等を日本に持ち込む意図はロサンゼルスを出港したときにはなかった、ということ。被告人は船員の経験が長いこともあって、拳銃等を申告しないで日本に持ち込むのは日本法で規制されているという認識はあったんです。けれども、被告人はそのままロシアに持ち帰るつもりでした。寄港地、乗り換えをする地点が韓国ではなくて日本であると決まったのを本人が知ったのは、乗船した船がロサンゼルスを出た後だったのです。

したがって、弁護人として、これは故意、つまり違法性の意識（あるいは、その可能性）の問題であり、被告人には、日本に拳銃等を持ち込むとする故意はなかったと主張すべき事案だと考えました。

事件は合議部に配点になりました。当時は私は弁護士登録してまだ二年もたっていませんでした。それで、前述の故意の点での判断の予測や有罪になった場合に量刑はどの程度か、実刑か執行猶予か、罰金ですむ例はないのか十分予測はできませんでした。とくに実刑になるのか、執行猶予になるのか、刑務所にいかなければならない可能性があるのかどうかひじょうに気掛かりでした。

そこで、被告人との接見の際に、本人から事情をあれこれ聞きました。特に日本に持ち込むという故意があったのかどうかという点、日本に持ち込んで処分してお金をつくろうというような気持ちはあったのかどうかという点についてよく確認しました。しかし、被告人はあくまで故国の家族の生命、身体、財産を守るためだと主張するのです。拳銃一丁・実包一〇〇発であれば、個人用とみてもよさそうです。数量からも、そういう主張はうなずけます。

それから、ロシア領事館の方に協力をお願いします。領事館の方は私が弁護人についてたことを裁判所の方からの連絡でも知ったのでしょうか、すぐに私に連絡してきました。被告人からも領事館に連絡をとってくれと頼まれていたこともあって、日本語を話す領事館員が協力にあたってくれました。とくにロシア国内の事情など

について情報を提供してもらいました。ロシア共和国では、事件当時はまだソ連時代の刑事法が生きていて、それによると日本の銃刀法に相当する法条により、無届け・無許可で銃器を所持することは禁止されていました。しかし、社会治安情勢の悪化と思想傾向の変化のせいでしょうか、銃器携帯について従来よりもかなり緩和する法案の提出がなされようとしているということでした。被告人もそういう動き、つまり法改正の動向についても海外に出ている間にロシアの新聞を読んで知っていました。だからロシアに持ち返ったときには、銃器の携帯は適法になっているかもしれないと被告人は考えていたということです。この被告人の説明にも、ある程度の裏付けがとれたことから首肯できた次第です。

領事館の方には、治安情勢、それから立法の動向についての新聞記事や資料などの情報と翻訳文を提供してくれないかというかなり無理な要求をしましたところ、ひじょうに迅速に集めて頂けました。それで、法廷では以上の点を表に出して裁判に取り組もうと考えた訳です。最初は有罪となった場合に実刑になる可能性があると思っていたので、こうした点をきちんと主張したほうがいいと考えていました。

ところで、さらに問題がありました。被告人としては承服できない点がある、ということです。それは、税関で拳銃などが発見された経緯です。まず誰かの落とし物の中から拳銃が見つかったので、乗組員全員がかなり詰問され、所持品の検査・搜索がなされました。被告人は船長の次の地位の人でした。被告人は、税関職員に領事館に連絡して領事館員を呼んでほしいと要求したといえます。しかし、税関職員は呼ばないまま搜索を続けて拳銃を発見してしまいます。その点もひじょうに不服であるということです。刑事訴訟法から見るとこうした経過には確かに違法な手続と評価される余地があります。これも大きなポイントになるのではないかとこの観測をもち、これも裁判で主張していく意味があるし、結果にも反映させることが出来得ると考えました。

三 防衛方針の確定　　ですが、被告人はとにかくもう日本に居たくない、ロシアに帰りたい、ロシアの家族が前記のような社会不安の状態の中に放置されていることが心配でたまらない、日本での拘留所での生活にはまったく耐えられないということも強くおっしゃっていたのです。

そして、その後量刑の予測が少くなりました。ロシア人船員の事件について、領事館のほうに問い合わせると、類似の事件が神戸と札幌であったことがわかりました。それぞれ判決関係の資料なども入手しておられたので、そうした資料の提供を受けました。札幌の事件については、情状の面で、本件よりかなり悪いと思われたケースでした。日本国内での密売を考えていたと思われる事案でした。しかも銃刀法違反だけではなく薬物関係の違反も入っていました。それでも、判決が懲役一年半で執行猶予三年でした。神戸の事件は、陸揚げの時に無申告の実砲一〇〇発ほどが発見されたものでしたが、略式起訴で罰金一〇万円ということで終わっていました。

本件の場合、前述のように共謀にもなっていないません。しかも、拳銃・実砲の数、ロシアの国内情勢に照らして日本での処分を目的としたものではないという情状面での主張をすれば、本人に有利に働きそうです。そして、この主張は前述の証拠資料や被告人質問で明らかにすることができそうです。そうすれば執行猶予の判決を取れる可能性はかなり高いと判断をすることができました。

こうしたことを接見でも被告人に説明しました。本人はそうであれば、早く終わる道を選んでほしい、言いたいことはたくさんあるけれどもそうしてほしいという希望でした。有罪判決でも執行猶予になったら入国管理局としても早く出国させるだろうと判断し、そういうふうに通うことにしました。

四 法廷活動と判決　　裁判所の方には事前に一回結審をお願いしたい旨書記官を通じて口頭で申し入れておきました。できれば即日判決言渡しとすることも要望していたわけです。本人が早期帰国を希望しているから、そ

のようにしてほしいとお願ひしたのです。ところが、第一回の期日に一時間確保しておいたもたえたのですが、裁判所が厳格にといいますか、私のほうから言えば、かなりスローモーに審理を進めるのです。一回目で、被告人質問までできたんですけれども、論告・弁論に入ることではできませんでした。私のほうとしては、論告、弁論までやってほしい、弁論はもう用意してきている、弁論の実質的内容は被告人質問でも述べられていると裁判所に言ったんですが、時間を延長してくれませんでした。

裁判所の法廷の期日は、すぐ翌日ということとは絶対ありません。ほぼ一月先になります。そこで論告、弁論をしますと、判決のためにさらにもう一回期日が必要になることになります。下手をすると判決までさらに二ヶ月間拘留所から出られなくなるのです。私はこの点をひじょうに危惧しました。しかし、裁判所は昼の時間になつたからということでは閉廷され、延長をしてくれませんでした。一ヶ月先の期日で論告、弁論ということになりました。被告人もその時にはすごく落胆しました。

ただ、判決だけは、二回目の期日で検察官の論告・求刑、弁護人の弁論、そして被告人の最終陳述が済んだあと、一〇分間休廷にしてその後すぐに言い渡されました。判決は懲役一年半で執行猶予三年ということでした。結果としては、一〇名ほど一緒に起訴された被告人の中で二番目か三番目ぐらいに早く判決までとどりつめたようでした。被告人は、判決後、入国管理局を経て、日本を離れることができました。

五 事件を振り返って 外国人事件では、今回の事件のように、被告人は一回で結審してともかく日本の拘留所から早く出たいというケースがすごく多いように思います。拘留所の生活が外国人にとっては厳しいものがあるようです。

警察の留置場であれば、大阪でもクローラーの設備があるところもあります。しかし、大阪拘留所にはありませ

ん。そんな設備面の問題もあります。また、被告人はロシア語と英語が喋れましたが、身柄拘束後、母国語であるロシア語をしゃべることが出来たのは、私が接見にいったときが初めてであったようです（接見にはロシア語の通訳の方に同行をお願いしました）。外国人ということで、拘留所での意思疎通は非常に制限されており、ストレスのたまる状態であったようです。そういう面での精神的苦悩がひじょうに大きいわけです。

起訴された事件が、出入国管理法及び難民認定法違反、オーバーステイ、あるいは密入国のケースであれば、なおさら被告人は早く出たいと考えて一回結審できれば即日判決をのぞむケースが多いと思います。こうしたケースでは、罪体について問題がない場合が多いと思います。そのときには被告人の早期解放のためにも、弁護人として一回結審・即日判決を裁判所に要望すべきだと思います。

ただ今回の事件では、故意の有無については今でもひっかかります。本当に有罪判決でいいのかという気は今でもしています。判決では、先程いったような事情から日本国内で処分するとか密売するまでの意思があったとは認められないと認定し、その旨述べられました。反面、捜査段階では、共謀や日本での処分可能性などについてかなり無理な追及がなされていたように感じられます。その頃ロシア人が日本から中古車を安く買って持ち返って売るとか、あるいは日本国内で拳銃を売る、麻薬を売るといった「ロシア人のマフィア」などが新聞等で報道なされていた時期でもあったわけです。そうすると捜査官もそのような偏見に支配され、被告人の主張・弁解を端から疑ってかかるという虞れがあったと認められるように思います。こうした背景を背負っているという点で、外国人事件については、偏見との闘いという側面も出てくるのではないかと思います。もっとも、そうした事情があるからこそ裁判所としてはそんなに早くおわらせずに慎重に審理をする姿勢であったのかもしれないが、柔軟性に乏しく、具体的妥当性には欠けていたように弁護人の立場からは思えました。

六 ある韓国人の傷害事件 もう一つの傷害事件について、起訴状を簡単に紹介します。被告人は、一九九二年一月一八日午前一〇時三五分頃に大阪市西成区のある路上で被害者A(当時二三才)に対し長さ九四センチメートルのゴルフクラブで同人の左腕を一回殴打する暴行を加え、加療約一週間を要する左上腕部打撲の傷害を負わせたというものでした。

被告人は韓国籍です。日本に観光ビザで来てオーバーステイをしていた時に事件に巻き込まれます。被告人の主張はこうです。被害者Aさんが第三者Oさんに暴行を加えていたが、それがあまりに悲惨な状況だったので、助けに入った、ということでした。

被害者とされているAさんは、若くて体格もひじょうに勝れていて髭を生やして髪の毛を戦艦型というのらしいですがパーマで固めて、一見して強そうな感じの人です。Aとその連れに囲まれてOがいじめられている人があるのを見て、日本語が十分できないために、詳細な事情はわからなかったのだけれども、たまたまゴルフクラブを持っていたので、これを振り上げて、AらのOへの暴行をやめさせようと、そのゴルフクラブをAに向かった振り上げたのです。なお、被告人がゴルフクラブを持っていたのは、その日仕事にあぶれてしまって、素振りでもしようかと思いい、前に買い求めてあったのを家から持ち出して公園に行った帰り道だったのです。被告人は氣勢を示したらAはもうOに暴行を加えないだろうと思ったということです。

ところがAは止めに入った被告人のほうに詰めよる姿勢を示したため、被告人がその振り上げたゴルフクラブを軽く振り下ろしたのです。これが、Aの肩付近に当たったということでした。

七 警察の捜査と被疑者取調べ 被告人がもう一回振り上げたところで、AはOへの暴行も止め被告人へも何もいわずにその場を立ち去り、警察署に赴いたのです。警察署で、左腕と右手を示してゴルフクラブで殴られて

こういう怪我をしたと届け出たのです。当時、西成では徒党を組んで暴行を加える強盗事件が頻発しているから被告人はそのグループではないかという全く虚偽の事実を述べたてたりしたのです。そして、現場に警察官を連れてくるわけです。

しかし、被告人は見るからに気の弱そうな人でした。その上オーバーステイでした。ですからあまり人に目立つことは避けたい立場にいたのです。被告人のほうから、Aを含めて他人に暴行を働きかけるようなことをする人柄でもない、少なくとも私には思えましたし、そのような立場にはなかったのです。

ですが、警察官は被告人を緊急逮捕してしまいました。被告人が助けた被害者のOも、何で被告人を連れていくのかと警察官に抗議するのですが、にもかかわらず被告人を連れていったのです。被告人も自分で自分が警察に連れていかれるのかわからなかったといっています。逮捕現場では韓国語がわかる警察官もいなかったようです。

Aは、事件自体をオーバーに作り事をまじえて説明し、警察はそれを鵜呑みにしたと思います。Aは、この日かなりオーバーな被害状況の調書を警察に作らせたうえ、自分と一緒に徒党を組んでいた仲間を警察に連れていき、Aがゴルフクラブで殴られるのを見た、殴られたのは左腕と右腕の二回であると証言させて、その旨の調書をとらせたのです。このような調書を巻いていることからすれば、警察はこれらを信じたようです。

被告人はその後取調べをずっとされるのですが、日本語ができないため、なかなか意思疎通ができなかったこともあったのでしょうか、それ以上に、警察がAの申告を真に受けていたため、かなり厳しい追及を被告人に加えたようです。そのため、最初のうちは、Aの説明通りの内容で調書を取られてしまうわけです。

八 公訴の提起まで しかし、被告人は、裁判官の勾留質問の時に、殴られているOを助けようとしてゴルフクラブでAの肩を叩いたことはあると述べたのです。このときには、裁判所での通訳は取調べ時とは違う人でし

た。それ以後、被告人の供述調書も、Oを助けるために叩いたという調書になります。同時に、AとAが証人・目撃者だといって連れてきた人の調書のほうも取り直しになるわけです。それで、ようやく事件の実体が被告人の弁解に近いものに変えられていくわけです。

ところが、Aの悪賢いところは、今度は当初の被害者Oを捕まえて警察に連れていき、被告人が西成で徒党を組んでいた強盗窃盗団の一員であるかのようなことをOに言わせ、警察はまたこれを調書にとったのです。

結局公判請求がなされました。しかし、起訴事実の内容は、逮捕したときの事実と全然違うし、被害者や目撃者の供述が一八〇度とまでいわないまでも大幅に変わってきているのです。通常はそんな事件は起訴もしないのではないかと思われるのですが、検察官は正式に起訴したのです。Aはお咎めなしです。

検察官は略式起訴を考えていた節もあります。罰金を納めて韓国に帰すと考えていたのかもしれませんが、ただ、被告人にはお金の余裕がありませんでした。それに被告人としては裁判で主張したいことがあるということだったようです。それで、被告人としては略式に応じられないということで、公判請求になったわけです。

九 被疑者取調べ時の通訳人の証人尋問 警察での取調べのとき、通訳人は警察官でしたが、否認の段階を含めて十分にコミュニケーションができていたのかどうか疑問が残りました。被告人は正当防衛を主張していくことになるのですが、正当防衛に至る事実の経過・状況とAを殴る部位については、結局Aの供述に合わせて左腕が被害部位だという供述になってしまったのです。しかし、私が接見したときに被告人がした説明は異なります。殴った部位は左肩だ、右手については怪我をしていたとしても被告人は知らない、AがOを殴っていた時の怪我ではないかということです。被告人の暴行を加えた部位についての説明はその後も一貫していました。

おそらく取調べの段階である程度警察に事実関係を調整されてしまった、いろいろ加工が加えられたと思われる

ます。とりわけ通訳の立場、通訳の状況、その正確性や被告人への「働きかけ」に問題があったものと思います。そこで、取調べ時の通訳人を証人として法廷に呼び出し、正確な通訳であったのかどうかを含めて尋問し、取調べの経過・状況を立証しようと考えました。

ところが、尋問にあたり困ったことに、通訳の正確性を争う材料がこちら側にはあまりなかったのです。武器がない。取調べの段階でということが実際にあったのかテープに録音しているわけではないのです。結局、被告人の主張を唯一の拠り所にしながら尋問せざるをえませんでした。被告人も、暴行をうけた、鉛筆でこづかれた、叩かれた等供述の任意性に問題を生じるような主張もしました。したがって、尋問すべき点は通訳の正確性の点だけに限られたわけではありません。

ただ、結論的には、通訳の正確性、意思疎通の正確性に疑問を生じさせるようなことは、十分立証できませんでした。

一〇 原審判決と控訴審判決 簡易裁判所の判決は、正当防衛を認めないで有罪とし、検察官の求刑通り一五万円の罰金を言い渡しました。もっとも、すでに未決で拘束されていた分を刑期に満つるまで算入するということものでした。したがって実際に罰金を収めなければならなかったわけではないのです。

弁護サイドとしては本来の被害者であるOを発見できなかったのが決定的に影響したと考えています。当人の供述調書は不同意にすれば、警察官のほうで証人とするのかと思いましたが、結局同人の調書は撤回となりました。そして、弁護側でも所在を発見できませんでした。それでも、弁護活動として、Aに対する反対尋問と、それから通訳の正確性と任意性について捜査側の通訳人の尋問と、それから被告人質問などによってある程度いい線までいけたのではないかと思っていたのですが、それらの成果には見向きもしない、全くけんもほろろの判決

でした。

被告人も納得できないので控訴したいと話をして判決期日の後別れました。通常刑の執行がない外国人事件の場合すぐに入国管理局に事件が移されることとなります。ところが、たまたまこの事件では入国管理局への連絡がなされませんでした。そこで拘留所からそのまま釈放されました。被告人は一晩ホテルで夜明かしをして、ホテルの人が私の事務所に連絡をしてくて、私の方もそのことを知ったという次第でした。

控訴はしました。被告人は日本に滞在できないし、親族も日本には居ないので韓国に帰ることになりました。ただ、その後の連絡体制が大変でした。供述調書の中で韓国でもそれほど安定した生活はしていないと述べていたので、やや危惧していたところではありましたが、でも、被告人に対する文書の送達先を弁護士事務所にしてほしいと要望する送達先の指定を特になければならないという問題意識は、実は当時はまだありませんでした。幸い控訴の手続関係は全部終わっていましたが、その後の連絡にちよつと時間がかかりました。控訴した後に帰国する場合、送達先の指定についても日本にいる間に手続をしておくのがいいように思われます。

控訴審は、結果的にいえば、正当防衛まで認められないが、過剰防衛まで認めてくれました。ある程度量刑後の罰金の額も下がったので、一応満足ということでは上告はしないで終わったわけです。

一一 事件をふりかえって 密室での取調べ状況をどう可視化するかは、一般刑事事件でも問題ですが、外国人の場合とりわけ重要な課題だと思えます。警察官たる身分のある者が取調べの通訳人に入る場合、被疑者にとっては孤立感・心理的圧迫感が著しく強くなるように思えます。しかも、被疑者からすると孤立無援のまま取調べを受ける不安感のためでしょうか、取調べ状況について客観的に弁護人に説明するのが難しいようです。感情的になってややオーバーな形で状況説明をするということがありました。その上、通訳を介して被告人の主張を裁

判所に伝えなければなりません。そうすると、そうした不安感を持つにいたる背景事実などを立証することが非常に難しくなったように思えました。

取調べ時の通訳の正確性を担保する法制度的な枠組みの確立とそのような情報を的確に把握し、活用する弁護活動が大切だと感じました。